

第4回  
横須賀市景観審議会

議事録

横須賀市都市部景観推進課

## 第4回横須賀市景観審議会

- 1 日 時 平成18年(2006年)5月16日(火)14:00から17:00
- 2 場 所 横須賀市役所3号館3階301会議室
- 3 議 案
- (1) 横須賀市景観条例の一部改正について(報告) ……公開
  - (2) (仮称)横須賀市景観計画策定について(審議) ……公開
  - (3) 景観行政の進め方について(審議) ……公開
  - (4) 平成17年度景観条例運用状況について(報告) ……公開
  - (5) 平成17年度景観審議会専門部会議事案件について(報告) ……非公開
  - (6) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について(報告) ……非公開
- 4 出席者
- | 委員      |     | 事務局職員      |       |
|---------|-----|------------|-------|
| ・大橋 加菜  | 委員  | ・都市部部长     | 鈴木 正  |
| ・加藤 隆夫  | 委員  | ・景観推進課長    | 長島 洋  |
| ・小林 正美  | 委員  | ・景観推進課主査   | 平井 毅  |
| ・鈴木 かほる | 委員  | ・景観推進課主任   | 近藤 明  |
| ・鈴木 伸治  | 委員  | ・景観推進課技術吏員 | 土屋 文代 |
| ・田口 敦子  | 委員  |            |       |
| ・中村 良夫  | 委員長 | 関係者        |       |
| ・二本柳 英治 | 委員  | ・都市総務課主査   | 出石 稔  |
| ・吉田 慎悟  | 委員  | ・都市計画課主査   | 根岸 洋  |
- 5 傍聴人 なし
- 6 議事要旨 次のとおり

○事務局（平井主査）

本日の景観審議会開催にあたり、都市部長の鈴木よりご挨拶申し上げます。

○鈴木都市部長

景観審議会の委員の皆様方には、本市のより良い景観の形成に向けて景観に関する重要案件を専門的また、公平な立場から、ご審議をいただきありがとうございます。

さて、皆様には、景観法施行に伴う景観計画の策定について、過年度よりご意見を伺ってまいりましたが、本年3月に景観条例を改正し、景観計画の策定につきましては、景観審議会の諮問事項として条例に位置付けました。本日は条例に基づく、審議会への諮問となるので、改めてご審議を宜しく申し上げます。

また、本日はこの他に、今年度の本市の景観行政の進め方についてもご意見を伺いたいと考えております。

○事務局（平井主査）

次に景観推進課長の長島より横須賀市の機構改革に伴う職員の移動などについてご報告します。

○事務局（長島課長）

本年度4月より、緑政部がなくなり、その業務が土木部と景観推進課に移行されました。当課に来たのは、花いっぱい推進事業や民有地緑化事業などで、同時に人員も増えています。景観審議会を担当する職員も増えましたのでご紹介いたします。

○事務局（平井主査）

ではここで部長より諮問書をお渡しします。

○事務局（平井主査）

では、改めまして、景観審議会に入ります。本日の議事は公開で4件、個人情報などを含むため非公開で2件です。次に資料の確認をいたします。

では中村委員長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○中村委員長

それではただ今から、第4回横須賀市景観審議会を開会する。

本題に入る前に運営要領に基づいて、本日の議事録の署名委員を指名する。名簿の順番で、二本柳委員と吉田委員を指名する。

次に会議の成立について、事務局より報告をして欲しい。

○事務局（平井主査）

横須賀市景観審議会規則第3条第2項による会議の成立については、当審議会委員9名のうち現在9名が出席なので、会議は成立していることを報告する。

○中村委員長

それでは、議事（１）横須賀市景観条例の一部改正について（報告）と議事（２）（仮称）横須賀市景観計画策定について（審議）の２つの議事に関してはかかわりが大きいことから、あわせて事務局より報告をどうぞ。

○事務局（平井主査）

では、パワーポイントでご説明します。

- ・ 景観法の枠組みを説明
- ・ 景観条例改正の考え方を説明
- ・ 景観計画（案）の概要を説明

○中村委員長

議事１の景観条例の一部改正については、３月の市議会で議決をされていることであり、報告事項なので意見を言うことはないが、議事２の景観計画策定については、先ほどの市長からの諮問に基づき、今回見直すということか。

○事務局（長島課長）

今回は、第２回、第３回の景観審議会の意見を経て、パブリックコメント手続きも終了した景観計画（案）について、条例で景観審議会の議を経ることを規定したので、その手続きである。景観行政の進め方についてご意見をいただけるのであれば、今後、景観計画の変更に関与していきたいと考えている。

○中村委員長

市長の諮問に答えるには、今日一日では足りないので、今日がスタートと考えている。どのように答えるかなどを含めて考える必要がある。ご発言をどうぞ。

○鈴木伸治委員

景観条例が運用されて２年たち、今回は既存の景観条例を平行移動した形で景観計画の策定を行い、次の段階で充実させていくという２段階が考えられる。ただし、平行移動するのであってももう少し先を見据えた計画を出すように考えた方が良いのではないか。

景観整備基本計画が平成２年にできてから既に１０数年経っており、景観法の施行も含め、時代にあった計画をなるべく長期的な見通しを含めて検討したい。

また、横須賀市の土地利用の規制はあまいと思う。特に海岸線の共同住宅が問題となっている。一般市民には景観問題と映っても、根本は土地利用の問題である。景観と土地利用は一体で考えていかないといけない。

３点目に、土木遺産などの文化財の保護なども問題も景観と一緒に考える必要がある。

○事務局（長島課長）

後で議事３の景観行政の進め方で議論する問題なので、ここで事務局より景観行政の進め方について説明させていただくことにする。まず、前回も説明したとおり都市部では土

土地利用関連条例の体系化を進めており、その中に景観も位置するので、再度、都市計画課主査の出石より説明させる。

○都市計画課出石主査

では、パワーポイントで説明します。

- ・ 土地利用基本条例の説明
- ・ 土地利用基本計画の策定について説明
- ・ 土地利用調整審議会からの土地利用基本計画についての答申について説明

○事務局（平井主査）

資料 3-3 にあるように、地域別景観ビジョンの策定、眺望点の指定、景観推進地区の指定、景観重要樹木等の指定、個別景観計画への助言について、景観審議会専門部会に関わってもらうことを考えている。景観審議会には、今回の景観計画策定の後は、眺望点の指定とそれに伴う景観計画の変更についてご意見をいただきたい。また、地域別景観ビジョンについては、西地区をモデル地区として進めて行きたいと考えている。

○中村委員長

議事 2、議事 3 について、総括的にご意見をどうぞ。

○小林部会長

制度が複雑でわかり難い。今までの自主条例は行政指導であり、罰則がなかった。今後は法に基づく強制力があるので、審議会の意味が出てくる。現在は地域景観の考え方を議論していこうとしている段階である。

これまでの専門部会に出てきた案件を見ると、大型マンションが多い。土地利用計画について、計画が決まってから指導しても意味がない。質的な論議や調整をするにはもっと早い段階で景観部門と開発部門がリンクする必要がある。企画段階から規制しないと効力を持たせることは難しい。

地域景観について議論を急がないといけないところは、西地区や開発が進んでいるところである。

○中村委員長

景観法では特定届出対象行為に対して変更命令がかけられることになっているが、計画の変更をする期間が短い。ほとんど同時に建築確認申請が出されているのが現状のようである。

○事務局（長島課長）

現行の景観条例は確認申請の 4 週間前に届出をさせる制度である。景観法は確認申請とはリンクしておらず、30 日間の行為着手制限をかけるものである。確認申請を進めることに問題はない。

○中村委員長

法で担保できるのが30日であっても、例えば半年前に法に基づく届出をさせることができるならさせたほうが良い。

○事務局（平井主査）

届出手続きを早めても国土交通省は根切り工事は工事着手に当たらないとしているので、計画は進んでしまう。本市では土地利用条例のなかでわりと早い段階から情報を得て誘導を始めている。

○中村委員長

審議会では考えられる問題を挙げておいて、専門部会でたたいて欲しい。今の運用では何も実行力がないのはまずい。

景観整備基本計画と景観計画の関係もわかり難い。この景観整備基本計画は古いし、一般的なことしか書かれていない。巻末に添付された地図にある景観形成エリアをどう実現していくのか、事務的規範となるビジョンを考えるのが先である。それに基づいて景観計画が十分であるか考える必要がある。

土地利用関連条例は画期的なものであるが、景観基本計画と都市マスタープランがかかわりがいいのは良くない。行政手続の順が逆になってしまっている。都市マスに基づいた景観基本計画を完成する必要がある。何を目標にしたらいいのか、市民に示さないといけない。景観審議会の目的は、この目標となる旗を振り続けることではないかと考えている。

○二本柳委員

景観上問題がある建物の用途の傾向はあるのか。

○小林部会長

デベロッパーの開発による共同住宅が問題となるケースがほとんどである。容積いっぱいのボリュームで計画してくるので余裕がない。

○二本柳委員

本来は設計者が自分の考えに基づき、十分に検討して計画をするのが望ましいが、問題がデベロッパーによるマンションであれば、事業者の教育をすることが必要なのではないか。

○中村委員長

問題になっているものであっても都市計画上の用途地域を満足している。都市計画法を満足していても景観上はふさわしくないものもある。そのとき景観審議会はどうするのか。

○小林部会長

数値基準を作って示したい。

○中村委員長

ある自治体では、景観上認められないと判断したものが出てきたときには、審議会は感知しないという方法をとっている。市長は確認申請を拒否できないので、審議会は妥協せずにノーと言い、市長が良いと言うことには感知しない。妥協すると景観はなしくずしになってしまう。

○鈴木伸治委員

今までは、開発指導課などである程度筋道がついたものでないと景観審議会専門部会にあげてこなかった。それからではいくら指導しても効果がない。

高度地区の高さ制限を抜くときには市長の認定が必要である。景観にふさわしくなければ認定しないこともできるのに、現状では認めてしまっている。景観審議会ではノート言うことができない。誘導する技術基準に景観の視点を入れることが必要である。

○鈴木都市部長

届出の時期については、法で定めた時期以前に出させる他都市の事例があるなら、自分の勉強不足である。しかし、本市では土地利用基本条例によって早い段階で手続（関連法令確認申出・大規模土地利用行為協議）をさせて市民にもその内容を公表している。法の中では、土地利用計画を拒否することはできないので、条例の手続を法定手続の前にクリアするよう求めているのが市の限界と考えている。

用途地域は、最低 20 ヘクタールが単位となっており、現状の景観にそった狭域で用途地域を定めることは不可能である。本市の地形特性からくる商業用途と住居系用途が隣接していることも、国土交通省からは良い顔をされない。用途地域ではなく、地区計画などの個別土地利用ルールで対応するしかないと考えている。

○中村委員長

横須賀市で定めている眺望景観に対する基準は良い特色である。他にも打開策が欲しい。

○鈴木伸治委員

横須賀市では事前の誘導がされていることには異論はない。ただ、景観の視点を含めた誘導を早い段階からして欲しいと考えている。

西地区の問題は、周辺の逗子市や葉山町では開発抑止の傾向があるので、規制がゆるい横須賀市に必然的に問題が集中してしまっている。

○鈴木都市部長

用途地域の決定権は神奈川県が持っている。市では意見を出すことはできるが、問題に対し、迅速に対応することはできない。国に決定権の委譲について要望を出している。

○出石都市総務課主査

土地利用調整審議会答申の 22 ページにあるように、本市でも低層住宅地に計画される高層マンションなどの問題を認識している。土地利用上の課題と認識した事項は、極力、土

地利用基本計画に盛り込んだ上で、今後実効性ある対応を都市部全体で考えていきたい。

○事務局（長島課長）

地域特性を考えた高さの制限について、景観のためだけでは無理であるとするが、とりあえず西地区の考え方について専門部会で検討することとしている。

○二本柳委員

西地区が一番切迫性があるのか。

○事務局（長島課長）

西地区は都市計画用途と建築物の実情に乖離がある。

○二本柳委員

久里浜の眺望点も同様の理由で候補になっているのか。

○事務局（長島課長）

久里浜は景観整備基本計画の景観形成エリアに眺望エリアとしてあげられていることも理由である。

○二本柳委員

塚山公園などの方が海を見たときに建物が見えて景観上の影響があるのではないか。

○事務局（長島課長）

現状を見て指定候補の優先順位をつけたい。

○吉田委員

チェックシートの問題もある。事業者は安易に「配慮した」にチェックしてくる。色彩も、景観的モデルを作っておいて実施していかないといけない。

○中村委員長

関門景観条例では、景観審議会が良くないと判断した案件は拒否して差し戻しをする。すると事業者は若干の変更をして市役所に持って来る。その後、市は審議会にかけないで進めている。景観審議会は無視されたことになるが、認めなかったという事実は残る。これが市民に公表される。景観審議会ではこれくらいしかできない。

○事務局（長島課長）

土地利用基本計画もこれから策定される。その中で景観に関しても具体の基準を作っていくことにしている。景観計画への反映もしていく。

○中村委員長

デザインを個別に指導するとチクハグになってしまうこともあるので、もっと設計のレベルを引き上げるための方策を考えると良い。そういう形で決着をつけることもあると思う。もっと建物デザインに対して創意工夫が必要である。

○小林部会長

審議会が拒否した場合、氏名公表するのは効果があるのではないか。

○中村委員長

すでに新聞などに取り上げられており、氏名公表されてもあまり効果はないようである。

○田口委員

各種条例と景観計画の係わりが気になる。景観計画には期待できないことがわかった。屋外広告物に関しては、景観計画で何とかしないと屋外広告物条例だけでは景観形成に向けて何もできない。

○中村委員長

法の施行で屋外広告物条例への運用は変わったのではないのか。

○田口委員

景観問題との関わりではほとんど変わっていない。

○中村委員長

屋上に大きな看板を立てたら容積に算入するなど、法を一步出た議論をしないと変わらない。

○鈴木かほる委員

オーストラリアでは、ゴミ箱や洗濯物を道路から見えるところに出してはいけないという条例があり、きちんと守られている。長い時間をかけてPRをしていかないといけないと思う。罰則で氏名公表という話があったが、その上の法と合致しているかという問題もある。現在は景観の意識を高めていく途中の段階で、根気よく進める必要がある。

○事務局（長島課長）

景観計画の案に関しては今回は現行の景観条例の内容をほぼ平行移動としてよろしいか。今後の景観計画の変更に向けて、今年度特定の地区の基準作りなどを進めていくつもりである。

○中村委員長

では、とりあえず景観計画の策定を事務局案の通りとし、今後については専門部会に検討をしてもらうこととする。

残りの議事について進めたい。事務局どうぞ。

○事務局（土屋）

では、議事4の平成17年度景観条例運用状況について報告する。資料4の通り。景観賞については、平成17年度より隔年実施のため、作年度9件の表彰を行ったので、別添のパンフレットを参照されたい。

引き続き議事5の平成17年度景観審議会専門部会議事案件についてと議事6の景観審議会専門部会議事案件の完了状況について、個別案件の写真をお見せして報告する。

○中村委員長

ただ今議事4から6の説明があったが、ご発言をどうぞ。

○二本柳委員

ボリュームスタディのものがあつたが、この絵で細かい指摘ができるのかという疑問もある。しかし、この段階で指摘されたほうが事業者や設計者は対応しやすいとも感じた。

○鈴木伸治委員

実際には計画がほぼ固まった段階のものが出てきている。

○中村委員長

1つの誘導がうまくいっても、その隣がダメになったらその時点でちぐはぐになってしまう。環境アセスも同じ欠陥を持っているが。

景観条例にある景観推進地区は地区計画の景観地区になるのか。

○事務局（長島課長）

景観推進地区は自主条例の制度であるが、市民合意があれば景観地区にもなれる。

○中村委員長

景観推進地区や景観地区へは誰が発意し手続きをするのか。

○事務局（長島課長）

景観推進地区は景観推進課で投げかけをする。市民発意の場合もあり得る。

景観地区へは、都市計画課や景観推進課での発意が考えられる。市民による都市計画提案制度もある。

○事務局（平井主査）

県は、都市マスタープランや市の基本構想に地域の景観特性などが書いてないと都市計画決定に同意できないと言っている。本市の都市マスには記載がないので今の段階で景観地区までは難しい。

○中村委員長

これからつくる土地利用基本計画に入れておけば良いのではないか。土地利用基本計画策定に間に合うのであろうから、載せるべきである。

○田口委員

地区指定をするにはどのような問題があるのか、また地区指定をするとどのような効果があるのか、わかりやすい図示をして欲しい。

○中村委員長

土地利用基本計画に景観の記載をすることは、事務局レベルでやるのではなく、景観審議会から市長に意見を出す方がガラス張りで良いのではないか。そのように進めて欲しい。

景観地区に向けてやれる範囲のことは進めたい。そうでないいつまで経ってもいっこうに進まない。

ほかに発言はないか。

○大橋委員

全4回の景観審議会に市民委員として参加したが、専門的内容が主だったため内容を理解することが精一杯であった。そして、この審議会の中で扱われた内容を市民が理解することは非常に困難だと感じた。審議会の内容を知ることができるようなフロー図などをできるだけ提示して欲しい。

資料3-3に今年度のスケジュールが示されているが、それぞれの事業に対して、何をすつつもりなのか目標を示し、市が景観をどう考えているのか示すことが必要である。今年度だけの計画ではなく、別途資料として短期、中期、長期的な景観行政の計画が提示されると良い。

また、上位計画との関連が明確になっていないので、景観計画とそのほか上位・関連計画との関係を整理したわかり易い資料を提供して欲しい。

○加藤委員

報告された届出及び協議件数は、建築確認の時に色彩協議が行われた件数なのか。新築時だけでなく、塗替えなども届出されているのか。

また、久里浜の眺望点はどちら方向を見たものを考えているのか。

○事務局（平井主査）

久里浜の眺望点は海のほうを見たものである。次回8月を予定しているが、審議会で久里浜の視察を行う予定である。

○事務局（土屋）

届出及び協議件数は、色彩協議要綱に基づく色彩協議件数とは別である。景観条例に基づいた届出の件数である。塗替えについては、風致地区では届出がされている。風致以外では漏れもあるのが現状である。

○鈴木かほる委員

審議会の回数を年2回では少なすぎるので増やした方が良い。

景観賞のことは、知らなかった。選考委員会を設置してやる方法もあると思うが、景観審議会が選考に参加して意見を言うチャンスも欲しかった。

○中村委員長

審議会の時間がとにかく足りない。一般市民の常識から見ておかしいと思うことをいう場と考えている。市民はあまり法や審議会に出ているような課題を知らない。もっと市民参加のシンポジウムやホームページで知らせないと市民意見が沸きあがってこないのではないか。

○加藤委員

よこすか都市景観協議会では毎年景観を考えるフォーラムを開催しており、市民、事業者、役所の人たちがそれぞれ1/3位の割合で参加している。

○中村委員長

では本日の審議会はこれで終了する。

議事録署名委員

---

議事録署名委員

---